

生鮮標準商品コードの維持管理業務に関する運用について

制定 平成 22 年 11 月 1 日付け 協議会第 45 号

1 要領第 2 関係

- (1) 生鮮標準商品コード体系とは、項目の名称、桁数、並び順、属性、タイプなど、生鮮標準商品コードの構造をいう。
- (2) 生鮮標準商品コードとは、生鮮標準商品コード体系で表現される生鮮商品個々の標準コードの内容をいう。

2 要領第 3 関係

- (1) 専門委員会は、業界代表団体および生鮮 EDI 協議会が指定する関係団体から推薦された者のうち、生産者・卸売業者・仲卸業者・小売業者等のバランスを考慮して、企画運営委員会で選任された委員によって品目別に 5 名程度で構成する。
- (2) 専門委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 専門委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。委員長の任期は、専門委員の改選までの間とする。
- (4) 専門委員会の開催時期は、原則年 2 回（9 月、3 月）とする。ただし、事務局の要請により適宜開催することができる。

3 要領第 5 関係

- (1) 要領第 5 の 2 に定める「申請書」の様式は、別紙様式 1 から 3 のとおりとする。
- (2) 要領第 5 の 4 に定める「生鮮標準商品コード追加申請等審査基準」は、別添のとおりとする。

4 要領第 6 関係

商品コードの追加登録等を生鮮 EDI 協議会ホームページに掲載したときは、企画運営委員会にその旨報告するものとする。

5 要領第 7 関係

- (1) 委員謝金および委員旅費の支給については、生鮮 EDI 協議会の定める規程によるものとする。
- (2) 「当分の間」とは、生鮮食品等の流通関係者において、商品コードを利用した EDI 取引がある程度普及・定着した後、または生鮮 EDI 協議会の財政事情等に問題が生ずるまでの間とし、その後の経費の負担方法については、生鮮 EDI 協議会と関係業界等で検討することとする。

附 則

この要領は平成 22 年 11 月 1 日から実施する。